

注意：以下のガイドライン (案) は未定稿であり、記載内容は修正の可能性がある。

【基準1】 システム監査に係る権限と責任等の明確化

システム監査を実施する意義、目的、対象範囲、並びに監査人およびシステム監査を行う組織の権限と責任は、文書化された規程等により定められていなければならない。

<主 旨>

効果的かつ効率的なシステム監査を実現するための体制整備として、監査人及びシステム監査を行う組織の権限と責任を組織体の内部監査規程等によって明確にし、組織体全体に周知しておく必要がある。

また、システム監査を外部委託する場合には、委託先の権限と責任を契約書等の文書で明確に定めておく必要がある。

<解釈指針>

1. システム監査を行う組織は、効果的かつ効率的なシステム監査を実現するため、システム監査に関する規程を整備する。システム監査に関する規程は、組織体の内部監査規程の一部として、あるいは内部監査規程とは別に定められる。

システム監査に関する規程は、内部監査規程と同様の承認プロセスを経た上で、組織体全体に周知される。

2. 組織体の内部にシステム監査を行うのに適切な監査人が存在しない場合、システム監査の実施に高度な技能を必要とする場合、遠隔地の監査対象先にシステム監査を実施する場合等においては、システム監査の全部又は一部を、組織体外部の専門家（監査法人等を含む）に委託する場合がある。

このような場合には、委託契約書等の文書に、委託するシステム監査業務の内容、及び受託する専門家の権限と責任等を明確に記載する。

- (1) システム監査の全部又は一部を組織体外部の専門家に委託する場合、当該専門家と密接に連携し、当該専門家に対する適切な監督を行うことが重要である。

- (2) 外部委託先の専門家は、原則として、委託元の組織体と身分上又は経済上の特別な利害関係を有してはならない。密接な利害関係を有する者を外部委託先とする場合は、システム監査業務に影響を及ぼさぬよう適切な措置を講じなければならない。

- (3) システム監査の全部又は一部を組織体外部の専門家に委託する場合であっても、組織体のシステム監査を行う組織の長は、システム監査の最終的な責任は自らにあることを認識しなければならない。

<ガイドライン>

(参考資料2) システム監査基準ガイドライン (案) 抜粋

1. (システム監査に関する規程の整備)

システム監査に関する規程に記載する事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ・システム監査の目的に関する事項
- ・システム監査の対象範囲に関する事項
- ・システム監査の報告に関する事項
- ・システム監査人の権限・責任に関する事項
- ・システム監査実施のための監査資源（監査時間、監査要員、監査費用等）の確保に関する事項
- ・システム監査人の各種設備や情報資産等へのアクセス権限に関する事項
- ・システム監査業務の委託の可否に関する事項
- ・システム監査人の守秘義務に関する事項

システム監査に関する規程の承認を行う主体は、組織体の個々の事情に応じて様々な形態をとりうる。例えば、内部監査部門を所掌する取締役等が選任されている場合には、当該規程の承認は、当該取締役等又は取締役会（監査委員会又は監査等委員会を含む）等でなされることもある。

2. (遠隔地の監査先)

遠隔地の監査先には、遠隔地にあるデータセンターやクラウドサービスプロバイダも含まれる。

3. (システム監査の組織体外部の専門家への委託)

委託契約書等の文書に記載する事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ・委託業務の内容に関する事項
- ・委託期間に関する事項
- ・委託費用に関する事項
- ・監査日程及び監査結果（成果物）の提出に関する事項
- ・委託者及び受託者の責任範囲に関する事項
- ・各種設備や情報資産等へのアクセス権限に関する事項
- ・再委託に関する事項
- ・守秘義務に関する事項
- ・委託業務の進捗管理及び品質管理に関する事項

例えば、以前に委託元の組織体でシステム開発を担当していた、あるいはシステム保守に従事していた者は、システム監査の委託先としては原則として回避すべき先である。

(参考資料2) システム監査基準ガイドライン(案) 抜粋

※以降省略